

公告

平成30年5月2日

豊橋市長 佐原 光一

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

多目的屋内施設を核としたまちづくり基本計画策定委託業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成31年2月28日（木）まで

(4) 契約上限金額

金8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

(1) 平成30・31年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種種目〔307調査委託〕について登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

(4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 平成25年度以降に、地方公共団体が発注する同種・同類業務を履行した実績を有する者であること。

※同種とは総合計画・中心市街地活性化基本計画をいう。同類とは同種以外の地域活性化に係るまちづくり計画をいう。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課

電話：0532-51-2367

ファックス：0532-56-3005

電子メールアドレス：sports@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課ホームページ

ホームページアドレス：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/34327>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

平成30年5月16日（水）午後5時必着

イ 提出場所

(1) 担当部署及び問い合わせ先と同じ

ウ 提出部数

正本1部のみ

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から17時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

参加資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

平成30年5月31日（木）午後5時必着

イ 提出場所

(1) 担当部署及び問い合わせ先と同じ

ウ 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

※ 副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 評価の手続及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「多目的屋内施設を核としたまちづくり基本計画策定委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第一次評価（書面審査）

提案者が多数の場合のみ実施し、第二次評価対象者を5者程度に絞り込むものとする。

(2) 第二次評価（プレゼンテーション、ヒアリング）

平成30年6月20日（水）を予定しているが、日時等変更がある場合は別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア. 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ. 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「多目的屋内施設を核としたまちづくり基本計画策定委託業務プロポーザル実施要領」による。